

○鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

〔令和2年3月19日
規則第1号〕

改正 令和4年2月16日規則第1号

改正 令和5年3月9日 規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年鳥羽志勢広域連合条例第1号）により準用する志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年志摩市条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準、給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは当該職務の級における最低の号給とする。ただし、その号給に基づく給料の額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条に規定された三重県の地域別最低賃金（以下、「最低賃金」という。）を下回るときは、最低賃金を満たす直近上位の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第5条に定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

第5編 給与（鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

（職種別基準表の適用方法）

第4条 職種別基準表は、職種欄の区分に応じて適用する。

（経験年数を有する者の号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12か月（各区分におけるその者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあっては、18か月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を前条の規定による号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる経験年数 4
- (2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数 3
- (3) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数 2
- (4) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満である月からなる経験年数 1

（号給に関する規定の適用除外）

第6条 単純な作業に従事する職種として広域連合長が別に定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1か月に満たないものについては、前条の規定は適用しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第7条 条例第6条の規定により準用する給与条例第5条に規定する規則の定める給料の支給日については、その翌月21日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

第8条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以

下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第9条 条例第7条の規定により準用する給与条例第9条の2に規定する地域手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第10条 条例第8条の規定により準用する給与条例第10条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第11条 条例第9条の規定により準用する給与条例第12条に規定する時間外勤務手当、条例第10条の規定により準用する給与条例第13条に規定する休日勤務手当及び条例第11条の規定により準用する給与条例第14条に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第12条 条例第9条の規定により準用する給与条例第12条第2項に規定する規則で定める割合、同項及び第4項に規定する規則で定める時間並びに同項に規定する規則で定めるものについては、常勤の職員の例による。

(時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第13条 条例第9条の規定により給与条例第12条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する場合において、同条第2項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第5編 給与（鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

第14条 条例第10条の規定により準用する給与条例第13条第2項に規定する規則で定める割合及び同条第3項に規定する規則で定める日については、常勤の職員の例による。

（休日勤務手当について準用する条例の規定の読替え）

第15条 条例第10条の規定により給与条例第13条の規定を準用する場合において、同条第3項中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日」とあるのは「毎日曜日」と、「勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第16条 条例第12条の規定により準用する給与条例第16条に規定する宿日直手当の支給される勤務は、鳥羽志勢広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成11年鳥羽志勢広域連合規則第4号）の規定によりその例によることとされる志摩市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年志摩市規則第40号）第10条第1項各号に掲げる勤務とし、給与条例第16条第1項及び第2項に規定する規則で定める月額は、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第17条 条例第14条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲（期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第24条第1項において同じ。）、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第18条 条例第16条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出は、常勤の職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第19条 条例第20条第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合は、100分の125とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第20条 条例第21条第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合は100分の135とする。

第5編 給与（鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第21条 条例第25条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止処分に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 条例第25条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第17条第4項に規定する広域連合長が規則で定める額は、次に定める額の合計額とする。

(1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第22条 条例第26条第1項に規定する広域連合長が規則で定める期日は、翌月21日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

第23条 パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給）

第24条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分を、その際支給することができるものとする。

第5編 給与（鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第25条 条例第27条第1号の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、常勤の職員の例による。

（休暇時の報酬）

第26条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年鳥羽志勢広域連合規則第2号）によりその例によることとされる志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年志摩市規則第3号）第13条に規定する年次有給休暇及び同規則第14条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

（その他）

第27条 前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員との均衡を考慮して、広域連合長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 会計年度任用職員が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員又は地方公務員法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第3条第2項及び第5条に規定する経験年数とみなす。
- 3 施行日において地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員として任用された者の号給を第3条に規定する基礎号給とする。

附 則

- 1 （施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。

第5編 給与（鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

2（経過措置）

この規則の施行の際、現に号給に基づく給料の額が最低賃金を下回る会計年度任用職員については、最低賃金を満たす直近上位の号給とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月9日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 職種別基準表

ア 行政職等級別基準職務表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務補助員	1	1	1	9
介護保険認定調査員	1	14	1	38